

「子ども・子育て新システム検討会議」作業グループ・ヒアリング (2010年4月7日)

日本労働組合総連合会(連合)
総合政策局長 中島 圭子

基本的な考え方

「子ども・子育てビジョン」(2010年1月29日閣議決定)に示されるように、新政権が“子ども・子育てを社会全体で支える”という社会的姿勢を示したことを評価する。政権交代によって、日本の子ども・子育て政策が変わる!というメッセージを国民に送ることができた。

児童福祉法では、「すべての子どもは社会によって愛され、心身ともに健やかに育成され、その生活を保障される権利を持つ存在」ととらえられている。どのような家庭や地域に生まれても、安心して育つことのできる環境作りが急務。子ども・子育て支援策の拡充が社会的課題となっている。

社会環境や家族の変化の中で、親・家族自身も経済的困窮や社会的孤立、ストレスにさらされており、少子化は進んでいるにもかかわらず、児童虐待やネグレクトによる要保護児童が増大している。

共働きが一般的となり、仕事と生活を両立できる仕組みや環境がなければ、子どもを産み、育てることは困難な社会になっている。多くの要因があるが、特に都市部で保育所などの「現物サービス」が不足。保育所待機児問題(2009年10月現在全国で約46,000人(首都圏中心とした政令指定都市に集中)、学童保育所(放課後児童クラブ)不足による女性の退職・離職「小学1年の壁」問題が深刻。両立支援策と受け皿としての現物サービスが充実しないと少子化は改善されない。

日本はOECD諸国の中でも、子ども・子育て支援費用の対GDP費が少ない国の一つ。社会全体で子ども・子育てを支える仕組みが待望されていた。この間、次世代育成策としても、少子化対策としても、子ども・子育て政策の総合化と財源の統合化は喫緊の課題となっていた。

幼保一体化

待機児童問題の解消、就労の有無にかかわらず保育利用保障の強化、就学前教育の充実という観点から、「幼保一体化」を検討するのであれば、当面は、認定こども園に係わる評価(認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書、2009年3月31日)をベースに、認定こども園、とりわけ幼保連携型の普及環境の整備が現実的ではないか。

そのために、幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合、現行の「安心子ども基金」による「こども交付金」(認定こども園の整備に必要な施設整備費の支援、幼稚園型・保育所型の保育所機能・幼稚園機能への事業費の支援)の恒久化、幼保連携型の財源の統合をはかるべきではないか。

実施体制

将来的には「子ども家庭省（仮称）」を展望する。

現在の子ども・子育て関連の財源は、施策ごとに財源が異なり、切れ目のないサービスが提供できていない。安定財源の確保と財源の統合により、子ども・子育て政策を総合化・体系化する必要がある。

現物給付の実施主体は、住民に一番近い市区町村であるべきである。

財源については、国が安定的財源を保障し、市区町村においてその財源が確実に子ども・子育てサービスに回る仕組みが必要。

（連合の「子育て基金（仮称）」構想。）

費用負担

連合は、社会全体で子ども・子育てを支えるため、子ども・子育て支援にかかる財源の統合、ステークホルダー参画による総合的な政策プロセスへの関与を前提とした「子育て基金(仮称)」構想を提案。

国と地方の役割分担について

現物給付については、市町村がサービスの供給を行うべきだが、子どもの育ちの権利と最善の利益のためには、国が果たすべき役割が大きい。

子どもがどの地域で生まれ育っても、最低限の安全と育ちの権利を保障されるためには、国による最低基準(ナショナルミニマム)とこれを裏打ちする財源、末端まで確実に子ども・子育てに財源が回る仕組みが必要。これを実施水準の担保、多様なサービス提供主体の参入・参画を実現する。

「例外のない子どもへのサービス保障」のためには、権利性の確立だけでなく、こうした基盤整備が前提となる。

一般財源化について

一般財源化は、子ども・子育てにかかる財源が地域における子ども・子育て施策に使われているかが不透明。公立保育所運営費交付金の一般財源化の検証をすべき。影響調査等エビデンスを明らかにしていくべき。

地域においては、子育て世代は「少数者であり」、情報の非対称性もあり、子ども・子育てへの戦略的な財源配分は困難。例えば、一部の自治体が保育サービスを拡充しても、子育て世帯が移動するだけ。

次世代育成策、男女の両立支援策、女性の就労率の向上、少子化対策などの施策は、地域限定でなく、中長期的に国家戦略としてビジョンを持つべき。

放課後児童クラブ等の児童育成事業は、児童手当の事業主拠出の一部を財源としている。保育サービス、とりわけ延長保育や病児・病後児保育の必要性は、働き方の見直しと密接な関係にある。少なくとも児童手当廃止後も、児童育成事業への拠出額（760 億円）を維持し、これらの事業の拡充のためには、増額することが望まれる。

子ども手当については、国庫負担を基本とするべきであるが、少なくとも児童手

当の事業主拠出分程度は維持すべき。

それを差し引いても、子ども手当の本格実施のためには、5兆円弱が必要である。将来目標とすべきではあるが、当面は現物給付と現金給付のバランスをとり、基盤整備を優先すべきではないか。

(参考事例：フランスでは、あらゆる所得に対して7.5%の一般社会拠出金(CGS)という社会保障目的所得税を課し、そのうち1.1%を子ども・子育て支出に充てている。)

保育制度改革

「保育が必要な」子どもに例外のない保育サービスの利用保障、市町村の実施責務を法制度上明示することが必要。

運営費の用途制限は、保育の質を担保するための不可欠要素である。

保育における人材不足を改善するためにも、保育士の処遇改善は必要であり、運営費の用途制限は人材確保とサービスの質の向上に不可欠。

質を担保するためには、最低基準(ナショナルミニマム)を維持・改善すべき。

利用料については、応能負担を原則とすべき。

切れ目のないサービスの保障

放課後児童クラブについては、事業の位置付け・基準を検討し、早急に制度化すべき。子どもの安全の確保及び、指導員の待遇改善と人材確保等のために、必要な手当てをすべき。

放課後児童クラブの不足は、「小学1年の壁」として、女性の就業中断の大きな原因となっている。女性の就業中断による経済的損失は、子ども手当26000円でも賄えないものであり、就業継続・両立支援策としても整備が急務であると考えられる。

子ども手当については、満額支給を前提に試算すると、現物：現金の比率が1：3となることが想定される。まずは、現物給付と現金給付のバランスをとり、基盤整備を優先すべきではないか。

<資料>

1. 連合の提案する「子育て基金(仮称)」構想パンフレット
2. 連合の提案する「子育て基金(仮称)」構想(文書)
3. 一般財源化による保育所運営費にかかる影響(連合作成資料、第7回少子化対策特別部会資料 pp. 21~22)
4. 学童保育サービスの環境整備に関する調査研究(概要)(国民生活センター、2010年)
5. 公立保育所運営費一般財源化の影響に関する質問主意書及び答弁書
6. 月間連合2010年3月号「チルドレンファーストの社会へ」
7. 連合主催：「子ども・子育て応援シンポジウム」案内

以上